

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	生活保護適正措置事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	保健福祉部	課等名	福祉課		包含する細々目	1	3	3	1	11	1	651,608
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり											
施策	36 生活困難者の自立及び支援											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		不要						
		事業期間	年度～	年度		関連計画 条例等		生活保護法				

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値				
	生活に困っている人	生活相談件数	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする	
			200	250			
	生活保護世帯数	生活保護世帯数	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする	
			307	360			
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)				
	最低限度の生活を保障するための必要な給付により安定・安心な生活を送る。就労支援等の自立支援を行い、就労等により生活力の向上が図られた場合、自立生活につながり、結果として保護率の減少が図られる。	生活保護開始件数	18目標	45	最終目標		
			18実績	58	19目標	45	
		生活保護世帯就労支援件数	23目標	45	23実績		最終目標達成年度
			18目標	6	最終目標		
		18実績	8	19目標	6	最終目標達成年度	
		23目標	10	23実績		最終目標達成年度	

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	生活保護は暮らしに困っている人のための制度で、日本国憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき制定された生活保護法により、国が暮らしに困っている人に対して最低限度の生活を保障するための必要な給付を行うとともに、自立して生活していけるように援助することを目的としている。市福祉事務所では、生活保護制度実施のための相談、申請処理、給付、生活指導、自立支援等の業務を行っている。特に自立支援プログラムの導入等による自立度の向上を図り、結果として保護率の減少をめざしていく。	生活保護制度実施 相談受付(生保相談以外も含む) 申請受付、調査、決定業務 扶助給付(生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助) 生活指導 自立支援・就労指導(含む自立支援プログラムの導入) 救護施設・授産施設措置	件 申請受付 件 扶助給付3月末 件 生活指導 自 立支援プログラムによる 廃止 件、その他廃 止件数 件	190 85件 307世帯 307世帯 1件 50 件
		同上	廃止件数 うち自立支援プログラムによる廃止	50 1

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金	456,689	488,945
	県支出金	17,320	12,000
	起債		
	その他		
一般財源	148,171	150,663	
事業費計(A)	622,180	651,608	
人件費	正規職員所要時間	18年度 5,000	19年度 5,000
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	17,880	17,880
	トータルコストA+B	640,060	669,488

特定財源内訳や補足事項	生活保護措置負担金(国庫)
-------------	---------------

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	生活に困っている人が、自立した生活を送ることができる。	生活保護を受けている人の割合 ‰(1000人当たりの割合)	現状値	3.36	19実績	
			20実績		21実績	
	生活保護を受けている人の中で自立した人の数	生活保護を受けている人の中で自立した人の数	22実績		23目標	3.74
			現状値	14	19実績	
			20実績		21実績	
22実績				23目標	15	

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
S21年4月、生活困窮者緊急生活支援要綱実施 S21年10月、旧生活保護法施行(国家責任) S25年5月、現行生活保護法施行(国家責任) S25年、飯田市で社会福祉主事発令 S26年、飯田市福祉事務所発足	(生活保護の動向)昭和26年頃より年次減少してきていたが、平成4年頃から3%前後で横這いとなっていた。その後、平成9年度から再び減少し、平成12年度には2.5%にまで減少したが、平成13年度になって増加に転じ、平成14年度は2.8%、平成15年度は2.9~3.0%で推移した。平成16年度は、2.9%台で推移した。平成18年度は3.0%台で推移している。	生活保護制度は、市民に生活困窮の際の最後のセーフティネットとして、理解されている。

### 【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) <input type="checkbox"/> 結びつく (その理由)	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地がありますか？	(評価) <input type="checkbox"/> 余地がある (その理由) 生活力向上のため、自立助長支援及び自立支援プログラムにより、自立支援の取り組みをさらに進める。
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) <input type="checkbox"/> 必要性がない (その理由) 生活保護法及び国の示す「生活保護の実施要領」に定められた内容で対応している。		廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) <input type="checkbox"/> 影響あり (その理由) 市民の最後のセーフティネットである制度がなくなってしまう。
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) <input type="checkbox"/> 必要性がない (その理由) 生活保護法及び国の示す「生活保護の実施要領」に定められた内容で対応している。		他に類似事業はありますか？また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？	(評価) <input type="checkbox"/> 統合不可能 (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)	(評価) <input type="checkbox"/> 必要ある (その理由) 生活保護法に定められている。		効率的に、事業費や人件費の削減は可能ですか？	(評価) <input type="checkbox"/> 不可能 (その理由) 生活相談件数は社会情勢の変化から近年増加傾向にあり、また、ケース対応、相談内容及び課題は複雑多岐かつ困難性を増している。職員の対応時間、労力、精神的疲労も増加の一途である。
			公平性 評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？	(評価) <input type="checkbox"/> 妥当である (受益者とその理由) 生活保護法及び国の示す「生活保護の実施要領」に定められた内容で対応している。

### 【Plan】改革改善

今後の事業の方向性	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	自立支援プログラムの導入に向けた検討の結果、現在1ケースについて具体的な取り組みを行っている。ハローワークなどの関係機関との連携を強化しながら、自立に向けた取り組みを進めていく。
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	各ケースについて、実際に就職がなされ、自立が図られるまでの対応。

#### 【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	<input type="checkbox"/> 必要性がない	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？		

#### 【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	